

第2号議案 令和7年度事業計画の件

令和7年度 公益社団法人 三重県障害者団体連合会事業計画

【基本方針】

当連合会は、昭和28年4月1日三重県身体障害者団体連合会として設立され、平成24年4月には公益社団法人として新たにスタートし、県内に居住している障がい者及びその家族の福祉の増進を図り、障がい者の社会参加推進のための活動を行なってきました。

国においては、平成28年4月に、障がいの有無に関わらず、お互いの人格と個性を尊重し、共生社会の実現に向け、障がい者差別の解消を推進することを目的とした障害者差別解消法が施行され、昨年4月の改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。

三重県においても、平成30年10月に施行された「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づいて、「みえ障がい者共生社会づくりプラン2024年度～2026年度」が策定され、共生社会の実現に向けた取組が強化されています。

障がいのある私たち自身が、障がいに対する正しい理解と、差別や偏見を生まない意識を、地域社会のなかに浸透させなければなりません。

当法人においては、国、県、市町の障がい者施策の動きを的確に把握し、時代の変化に即応した事業展開を図っていく必要があると考えています。このようなことから、障がい者差別の解消を初めとした障がい者の権利擁護に関する研修会や障がい者の自立支援と社会参加の推進を図る三重県障害者社会参加推進センター事業、三重県障がい者芸術文化活動支援センター事業などを中心に、市町障害者団体（会員）と連携し、事業を確実に展開し、障がいのある人もない人も安心して暮らせる共生社会づくりを進めていきます。

【重点方針】

- 1 市町障害者団体の構成員の高齢化と加入率低下が進行しており、ブロック活動の強化など種々の取組みを強めて、組織強化を図ります。
- 2 各種事業の実施に当たっては、障がい者の自立と社会参加の促進、そして共生社会の実現に向け、ボランティアなど県民の方々の協力を得て実施します。

【推進事項】

- 1 広報「ふれあい」等の充実を図り、広く各種情報を発信し、これらを媒体にして新しい仲間の勧誘を促進し、組織の活性化に努める。また、三重県障害者団体連合会等のホームページを充実する。
- 2 障がい者の芸術文化活動を促進し、障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るため、三重県障がい者芸術文化活動支援センターにおいて、相談支援や情報発信を行うとともに、芸術文化活動に参加する機会として津市（三重県総合文化センター）及び鈴鹿市（鈴鹿市文化会館）で「三重県障がい者芸術文化祭」を開催する。さらに県内各地で受賞作品等の巡回展を開催する。また、障がい者が文化や芸術にふれ親しむことができる環境づくりに取り組みます。
- 3 自立更生し社会で活躍している障がい者の体験発表会や、意見交換会、そして創作活動などレクリエーションによる障がい者同士のふれあい交流事業を行う。
- 4 障がい者の就労等社会参加を推進するため、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を育成し貸与する。
- 5 障がい者の安全・安心なくらしの確保に向け、防災等の生活安全に関する研修を実施するとともに、自動車安全運転競技会を実施する。
- 6 障がいの有無にかかわらず、すべての障がい者が家庭や地域で安心して暮らすことができる社会づくりに向けて、障がい者の社会参加促進に関する情報収集を進めるとともに身体障害、知的障害、精神障害の障がい別団体の代表者と県及び関係機関等の代表による三重県障害者社会参加推進協議会を設置し、事業の積極的な推進や適正化に努める。
- 7 三重県障害者スポーツ指導者協議会と連携し、地域レクリエーションとしてスポーツ交流（グラウンドゴルフ、ボウリング、カローリングなど）教室を開催し、障がい者同士の親睦を図りながら各人の体力の維持増進に努める。
- 8 結婚の機会に恵まれない未婚の障がい者と障がいに理解のある方を対象に、配偶者にめぐり会えるように出逢いの場を提供し、紹介や結婚に対する相談を行う。
- 9 身体・知的障害者等相談員に対して、相談員同士の情報共有や研修会を開催し、相談対応能力の向上と相談員間の連携を図る。
- 10 「第71回三重県身体障害者福祉大会」を、鈴鹿市（鈴鹿市文化会館）で開催し、共生社会の理念が浸透する社会の実現を目指す。
- 11 県、政党への要望はもとより、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会の傘下団体として、各県団体と連携して、国に対し意見提起や要望を行う。
- 12 県内すべての障がい者が支え合い、団結して活動できるよう、団体の全市町設置に向けた活動を行う。